

No.1 ○豊明市議会定例会9月定例会月議会会議録(第6号)

平成25年9月26日

1. 出席議員

1番	川上 裕 議員	2番	毛 受 明 宏 議員
3番	近 藤 千 鶴 議員	4番	近 藤 善 人 議員
5番	近 藤 恵 子 議員	6番	藤 江 真理子 議員
7番	近 藤 郁 子 議員	8番	三 浦 桂 司 議員
9番	一 色 美智子 議員	10番	杉 浦 光 男 議員
11番	早 川 直 彦 議員	12番	山 盛 左千江 議員
13番	平 野 龍 司 議員	14番	平 野 敬 祐 議員
15番	村 山 金 敏 議員	16番	安 井 明 議員
17番	月 岡 修 一 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	前 山 美恵子 議員	20番	伊 藤 清 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議 事 課 長	石 川 晃 二 君	議事課長補佐	馬 場 秀 樹 君
		兼議事担当係長	

議 事 課 主 査 花 井 悟 之 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	石 川 英 明 君	副 市 長	小 浮 正 典 君
教 育 長	市 野 光 信 君	行政経営部長	伏 屋 一 幸 君
市民生活部長	石 川 順 一 君	健康福祉部長	原 田 一 也 君
経済建設部長	横 山 孝 三 君	消 防 長	成 田 泰 彦 君
教 育 部 長	津 田 潔 君	企画政策課長	小 串 真 美 君
財 政 課 長	吉 井 徹 也 君	総務防災課長	相 羽 喜 次 君
高齢者福祉課長	浅 田 利 一 君	保険医療課長	加 藤 賢 司 君
都市計画課長	堀 田 彰 君	環 境 課 長	土 屋 正 典 君
会 計 管 理 者	深 谷 義 己 君	代表監査委員	古 橋 洋 一 君
兼 出 納 室 長			
監査委員事務局長	阪 野 正 男 君		

5. 議事日程

(1) 諸報告

(2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

認定議案第1号 平成24年度豊明市一般会計歳入歳出決算認定について

認定議案第2号 平成24年度豊明市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第3号 平成24年度豊明市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第4号 平成24年度豊明市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第5号 平成24年度豊明市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第6号 平成24年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第7号 平成24年度豊明市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第8号 平成24年度豊明市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第9号 平成24年度豊明市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第45号 工事請負契約の締結について(庁舎耐震補強等工事)

議案第46号 工事請負契約の締結について(福祉体育館耐震改修工事)

議案第47号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第48号 豊明市税条例の一部改正について

議案第49号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第50号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第51号 豊明市介護保険条例の一部改正について

議案第52号 豊明市農村集落家庭排水施設事業受益者分担に関する条例の一部改正について

議案第53号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の一部改正について

議案第54号 豊明市火災予防条例の一部改正について

議案第55号 平成25年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について

議案第56号 平成25年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第57号 平成25年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に

ついて

(4) 委員長報告・同質疑・討論・採決

請願第1号 国に対し「現段階での消費税の増税は中止することを求める意見書」の提出を求める請願」

(5) 意見書案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

意見書案第2号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書

意見書案第3号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書

意見書案第4号 「地方税財源の充実確保」を求める意見書

6. 本日の会議に付した案件

(1) 豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会中間報告

(2) 決議案第5号 山盛左千江議員に対する議員辞職勧告決議

(3) 決議案第6号 近藤善人議員に対する問責決議

(4) 決議案第7号 近藤恵子議員に対する問責決議

(5) 決議案第8号 藤江真理子議員に対する問責決議

(6) 決議案第9号 早川直彦議員に対する問責決議

午前10時開議

No.2 ○議長(伊藤 清議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

堀田勝司議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

議長より指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

本日、午前9時 30 分より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、議員より意見書案第1号から意見書案第4号までの4件の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることといたしました。

また、豊明市議会議員政治倫理調査特別委員長より議長に対し、本日、委員会の開催の申し入れがありましたので協議した結果、委員会を開催することといたしました。

なお、委員会の開催については、議長にお取り計らいを願います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

ただいまの議会運営委員長の発言を受け、ここで、議事整理のため暫時休憩といたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

No.5 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

協議の結果、昨日の豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会におきましては、その審議の中断を余儀なくされ、結果、流会に至りました。

委員会の開催の必要性に鑑み、委員長、副委員長と協議の結果、委員会開催のため、午後2時まで議事を中断し、休憩といたします。

午前10時4分休憩

午後2時再開

No.6 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を行います。

お諮りをいたします。議事の都合により、本日の会議時間を延長いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

さらに申し上げます。

先ほど豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会正副委員長より申し出があり、現在、中間報告の取りまとめに当たっておるということでございます。

つきましては、議事の都合により、暫時休憩といたします。

再開時間につきましては、チャイムをもってお知らせいたしますので、よろしくお願いをいたします。

午後2時1分休憩

午後8時40分再開

No.8 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

堀田勝司議会運営委員長。

No.9 ○議会運営委員長(堀田勝司議員)

議長より指名がありましたので、休憩中に開催しました議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

お手元に配付されておりますとおり、豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会より中間報告書が提出されましたので、本日の日程の順序を変更し直ちに日程に追加し、議題とすることといたしました。

また、決議案第5号から決議案第9号までが提出されましたので、本日の日程の順序を変更し、本日の日程に直ちに追加し議題とすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.10 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会に付託中の平成23年度政務調査費のうち市政改革の会及び絆の行政視察の件については、豊明市議会会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、日程の順序を変更し、直ちに日程に追加し議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.11 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会の中間報告の件を、日程の順序を変更し、直ちに日程に追加し議題といたします。

お諮りいたします。豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会より中間報告を行いたい

との申し出がありますので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.12 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会よりの中間報告を許可いたします。

月岡修一豊明市議会議員政治倫理調査特別委員長、登壇にして報告を願います。

No.13 ○豊明市議会議員政治倫理調査特別委員長(月岡修一議員)

それでは、私のほうから豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会中間報告を申し上げますが、時間もかなり押しておりますので、重要な内容のみ朗読をもって発表させていただきます。ご理解をいただきたいと思います。

豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会中間報告。

本委員会は、平成 25 年 3 月の定例月議会において議員提案により設置された地方自治法第 109 条に基づく特別委員会です。

付託された調査事項は、

(1)平成 23 年度政務調査費のうち、市政改革の会及び絆の行政視察について

(2)平成 25 年 1 月 8 日付けの監査の手続き並びにその結果に対する要望書についての 2 点であり、13 名の委員により調査が行われているところです。

第 1 回の委員会を平成 25 年 3 月 18 日に開催して以来、数回の委員会により調査をしてきたところですが、それ以前にも豊明市議会議員政治倫理要綱(平成 20 年 12 月 19 日施行)に基づき、豊明市議会政治倫理委員会として平成 24 年 11 月 30 日から平成 25 年 1 月 23 日まで 4 回にわたって調査をしてきました。要綱に基づく委員会ではありますが、12 月 20 日の委員会において豊明市議会委員会条例を準用することを議決し、全文筆記の会議録の整備など調査事項の客観化に留意してすすめられてきました。

ここで、これまでの要綱に基づく政治倫理委員会と地方自治法に基づく調査特別委員会の調査内容を取りまとめ、今後の委員会の進むべき方向を明らかにするため、中間報告を行うものであります。

これまでの経緯については、割愛をさせていただきますので、一読していただければと思います。

2 これまでの調査で明らかになったもの

平成 24 年 12 月 26 日に開催された要綱に基づく政治倫理委員会は、先に記述したように委員会条例を準用し、調査の客観性を確保するために全文筆記で記録を残していません。従って平成 25 年 3 月 18 日以降、地方自治法第 109 条に基づく特別委員会に調査が引き継がれ、名称や法令等の根拠が変わったとしても、その調査内容については事実として活用されるべきものです。

12月26日の委員会で招集された5人の議員は、政務調査費の不正使用で告発を受けており警察・検察による捜査の影響を及ぼす恐れがあるとして、一貫して重要な質問事項に対して曖昧な答弁を繰り返してきました。

早川直彦議員においては、全ての質問事項に対して答弁を拒絶しました。

これは自己保身のみを考え、委員会や議会、ひいては豊明市民を冒とくするものであり、決して許されることではありません。

そもそも豊明市議会では、交通費の交付申請は公共交通機関に限定。自家用車の使用は認めていません。24年10月24日の政務調査費の不正受給について住民監査請求を受理した際の新聞記事によると、市民からの監査請求において、議員が後日提出した行程表では移動に使った電車などの経路や時刻に矛盾が生じ、交通費の不適正支出の疑いがあると主張しているのに対して、山盛議員は「不適切な申請は一切ない」「夜間の移動で乗車駅名があいまいだったため、念のため過大申告にならないよう、乗車区間を短く申告した。ルール上も認められている」などと取材に答えています(平成24年10月24日付け中日新聞参照)が、「夜間の移動で乗車駅名があいまいだった」との発言は信憑性にかける。夜間に乗車駅名があいまいになるようなことが、もしも有るとしたら近畿日本鉄道の不手際が問われ大変な問題に発展していたのではないのでしょうか。とても常識のある議員がいうことではないと思います。

自分たちの都合に合わせた、誠に勝手のいい、このようないい加減な発言は明らかに不自然でありさらには虚偽の発言であると断言せざるを得ません。

24年11月6日の中日新聞によりますと、前年10月に実施した三重県伊賀市の視察で、実際は乗用車を使用したのに電車を使ったと虚偽の申請をし、政務調査費から交通費計2万320円を受け取っていたことが分かった。5人は11月5日、市内で記者会見を開き、「制度について認識が甘かった。大変申し訳ない」と謝罪したと掲載されています。この日は一転して虚偽の釈明だったことも認めています。

さらには、市議長に交通費訂正の申請を申し出て、市監査委員にも報告をした。しかし「市の条例上は自家用車でも交通費が認められるはず」(平成24年11月6日付け中日新聞参照)として、あらためて自家用車で交通費を申請しています。このように態度を豹変させながら自分たちの都合のいいように言葉をつなぎ、会報を発行している不遜な態度は到底看過することができません。

25年1月27日に発行された「市政改革の会・かけはし」の会報の内容です。

「自家用車は認められている」→しかし事務局は認めた事実はない。

「議会事務局から自家用車禁止の説明なし」→説明はされている。

「別の視察で、事務局が車使用を了解」→了解はしていない。

「伊賀視察後、車は禁止と言われる」→10月3日に出かけた多治見における視察において、車の使用は認められないことの説明を受けて11月8日に旅費の請求(行政視察を取り消している)は、取り消し理由として山盛議員自らが、「対話集会の会場からの帰り便に

において公共交通では無理であり、自家用車に変更したため議員活動にしました」と記載し、取り消しているはずなのに、10月17日に車で伊賀市に出かけている事実は、どのような言葉を持って説明がつくものではないと思います。

この会報の最後のほうには、「詐欺かどうかは、自家用車が認められているかどうかにつきます」と書かれていますが、この文面から読み取れることは「詐欺に該当する可能性について、相当の認識を抱きながらも、自家用車を使用した」と思えることです。

そのあとには「車を使用した時の請求様式が整備されておらず、やむなく事実と違う請求をしましたが、詐欺の事実はありません。不当な言いがかりに、断固抗議します」と、脅しとも受け取れる文面は正常な感覚とは思えません。

まだまだ、掲載したい内容は沢山ありますが、いずれに致しましても、どの記事を見ても、どのような発言を聞いても、全ては自らの保身に走る内容ばかりで、市民に対して真摯な態度を持って事実を告白するような態度は一度も見受けられません。豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会としては、何らかの厳しい対応をせざるを得ないと判断をいたしております。

3 今後の調査について

政務調査(活動)費の不正受給については、最近名古屋市議員、愛知県議会議員についても相次いでマスコミに取り上げられ、大きな社会の関心事となっているところです。これは税金という社会の運営費を負担している市民の当然かつ正当な感覚に基づくものであると考えます。

豊明市議会における政務調査費不正受給事件は、残念ながら伊賀市だけでなく幾つかの自治体への調査活動にも及んでいることが徐々に明らかになってきました。我々豊明市議会としては、自らの浄化作業として、厳格にこの調査を続けて行かなくてはなりません。

また、先の3月定例会議会で追加された新たな調査項目「平成25年1月8日付けの監査の手続き並びにその結果に対する要望書について」も、並行して行われている「市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会」の進捗に合わせ、調査を進めていく必要があります。

政務調査費不正受給問題については、間もなく警察の本格的な捜査も始まると思われれます。豊明市議会としましては、決意も新たに本調査特別委員会を進めることを確認し、中間報告といたします。

以上で終わります。

No.14 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.15 ○11番(早川直彦議員)

豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会中間報告について質問いたします。

まず、この中間報告書を作成するに当たり、委員会の中で資料請求があったと思いません。どの資料請求の中でこの中間報告がつくられたのか説明してください。

No.16 ○議長(伊藤 清議員)

早川議員に申し上げます。

委員長報告に対する質疑にあつては、ただいま報告のあった内容についての質疑にとどめおきましょう。

早川直彦議員。

No.17 ○11番(早川直彦議員)

それでは、2ページ目を見てください。

(2)の政治倫理調査特別委員会、3月18日から9月26日まで書いてありますが、なぜ議会の最終日に近いところというか、きょうは最終日なんです、ここで中間報告をまとめたのか、理由を説明してください。

No.18 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

月岡修一政治倫理調査特別委員長。

No.19 ○政治倫理調査特別委員長(月岡修一議員)

3月18日に当委員会を立ち上げました。その後、早急に委員会を開催して調査特別委員会を進行していきかけたのですが、当時のころから、警察の捜査がいつ着手に入るかわからない、そのような状況にありましたので、私ども委員会としましても、いつの時点でどのように進めていいのか、委員長の私としては、なかなか判断が付きませんでした。

しかし、余りにも距離を置いてはいけないということで、5月、8月、9月と、このように委員会、協議会を開いてきました。

そして市民の皆様からも、一体調査特別委員会は何をしているんだと、そういった強い要望は6月議会以前からありました。

大変委員長としては、悶々として苦しい立場にありましたが、この9月の議会にしなければ、本当に当委員会の意味がなくなってしまう、そのような危機感から今回、ご無理を願

まして、議長の配慮をいただきまして中間報告と、このような運びになりました。
以上です。

No.20 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。
近藤恵子議員。

No.21 ○5番(近藤恵子議員)

それでは、2枚目の「これまでの調査で明らかになったもの」というところにある、平成 24 年 12 月 26 日に開催された要綱に基づく政治倫理委員会について、先に記述したように委員会条例を準用するということを決めたとありますが、1 ページ目には、それは 12 月 20 日に準用するということを決めたとなっています。

実際に立ち上がったのは 3 月 18 日でありますので、この 12 月 20 日の議決は法的な根拠がなく、この調査の結果をその後の委員会の根拠として持ってくるということについては、法的な根拠がないと思いますが、その辺についての見解をお願いいたします。

それから…。

(発言する者あり)

No.22 ○5番(近藤恵子議員)

2 回しか質疑できないので、申しわけありません。

3 枚目にあります 25 年 1 月 27 日に発行された会報の内容についてですが、この件に関して確認がとれている、とれていないという記述のところについて質問させていただきます。

「自家用車は認められている」→しかし事務局は認めた事実はない。

「議会事務局から自家用車禁止の説明なし」→説明はされている。

「別の視察で、事務局が車使用を了解」→了解はしていない。

という調査の結果が出ておりますけれども、これは、当時の担当者に尋ねたものの結果によるものかどうかについて回答してください。

No.23 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

月岡修一政治倫理調査特別委員長。

No.24 ○政治倫理調査特別委員長(月岡修一議員)

昨年 11 月 30 日に立ち上げました政治倫理委員会も、3 月 18 日に特別委員会として

立ち上げた委員会も、ここに書いてありますように、要綱に基づく準用を適用しておりますので、書いてあるとおりですので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、「市政改革の会・かけはし」の会報の内容についてご指摘がありましたが、これらの内容は、当然ながら、誰の返事とかそういった名前は申し上げられませんが、当然、このようなことが確認できたものをここに載せていることであります。

以上です。

No.25 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.26 ○5番(近藤恵子議員)

先ほどの最初のほうの質問に対してですけれども、任意の委員会における議決について、法的根拠があるかと思っているか、思っていないか。その見解について、思っているか、思っていないかというところで回答をもう一度お願いいたします。

それから、委員会の報告ですし、これはもちろん証人、誰かに質問されて答えているということですので、誰に聞いたかということは明らかにさせていただく必要があると思いますので、その辺についてももう一度回答してください。

No.27 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

月岡修一政治倫理調査特別委員長。

No.28 ○政治倫理調査特別委員長(月岡修一議員)

最初の質問に対して、法的根拠はあるかどうか、私の口から申し上げることはできませんが、委員会の中で、重要な委員会として最初から捉えていましたので、このように書かせていただきましたので、何ら問題はないと思います。

それから、2つ目の質問で、個人名を明らかにせよという、とてもそのようなことを平然とおっしゃることがわかりません。

重要な案件は、委員会においても秘密会というそういった例もありますように、全てが明らかにすることが正しいとは思いませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

No.29 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.30 ○12番(山盛左千江議員)

複数に質問が及びますので、ゆっくり申し上げますので、答弁漏れのないように、まずもってお願いをいたしておきます。

2枚目の一番上のところに、政治倫理調査特別委員会の開催日と内容が書かれています。ここを先ほど委員長も読み上げられましたが、3月11日は正副委員長の互選について、その次は委員会の進め方について、8月も委員会の進め方について、9月25、26の両日については、中間報告についてというふうに内容が書かれています。

本委員会に付託されました調査事項は、政務調査費のうち市政改革の会と絆の行政視察について、それから2つ目、監査の手続き並びにその結果に対する要望書の2点というふうに書かれています。この調査項目について調査されたのは、調査したという内容が一切書かれておりません。いつ、どのような調査を、どのくらいかけてなされた上でこの報告書をつくられたのか、まずご答弁をいただきたいと思います。

それから2つ目、同じく2枚目でありますけれども、真ん中3分の1あたりにありますが、「そもそも豊明市議会では、交通費の交付申請は公共交通機関に限定。自家用車の使用は認めていません」と書かれています。この報告書を書かれた根拠はどこにありますでしょうか。自家用車の使用は認めていないと明言されているものがありましたら、しっかりご提示いただきたいと思います。

(発言する者あり)

No.31 ○12番(山盛左千江議員)

質疑を2回以上お許しいただければ、分けさせていただきますが。

No.32 ○議長(伊藤 清議員)

山盛議員に申し上げます。

質疑を続けてください。

No.33 ○12番(山盛左千江議員)

ということですので、進めさせていただきます。

1枚おめくりいただいて、真ん中あたりに書かれています。「25年1月27日に発行された『市政改革の会・かけはし』の会報の内容です」と書かれた次の文章についてお伺いいたします。

「自家用車は認められている」という私たちの会報の内容について、しかし事務局は、「認めた事実はない」。

その次、「議会事務局から自家用車禁止の説明はない」という私たちの会報に対して、「説明はされている」。

その下、「別の視察で、事務局が車使用を了解」に対して、「了解はしていない」というふうに書かれております。

私の質疑の一番最初の部分で申し上げましたが、こういった内容について、いつ、どの委員会の中で確認し、この報告書に至ったのでしょうか、その根拠たるものをお示しいただきたいと思います。

さらにその下、「車の使用は認められていないことの説明を受け、11月8日に旅費の請求は取り消した」、これは多治見市のことですが、そのことが書かれております。

その後、11月8日に取り消しているはずなのに、「10月17日に車で伊賀市に出かけているという事実は、どのような言葉を持っても説明がつくものではない」というふうに書いてありますが、今、私が読み上げましたとおり、10月17日は11月8日より前の日付でありますので、車を取り消す、あるいは車を認められていないという説明を受ける前に、車は認められていると信じていた私たちが伊賀に車で出かけたものであり、この報告の内容については、非常に理解しがたい報告書になっております。時系列でその、なぜこういう報告に至ったのかご説明をいただきたいと思います。

11月8日に車が認められていないことを初めて事務局から伝えられたのに、10月17日にどうしてその説明ができるのか、私にはとても理解することはできません。

では、1回目の質問はこれにとどめたいと思います。お願いいたします。

No.34 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

月岡修一政治倫理調査特別委員長。

No.35 ○政治倫理調査特別委員長(月岡修一議員)

私どもの開催内容について、内容を公表しろということですがけれども、どの委員会も、貴重な時間を割いて真摯に意見を出し合っておりますので、何ら問題はないと思っていますので、何が問題があるのかよくわかりませんが、政治倫理委員会としては、表題としては「委員会の進め方について」と書いてありますが、このような枠の中ですから内容的には詳しくかけませんが、当然ながら、内容についてはいろいろと意見を交わしているのは事実であります。

以上です。

2つ目の、「そもそも豊明市議会では、交通費の交付申請は公共交通機関に限定。自家用車の使用は認めていません」について、どこにそのように書かれているかという質問ですが、1期生のときから、自家用車を使用しているということはどこにも書いてありませんでした。

したがいまして我々は、事務局の皆様から、「自家用車の使用はできません」と、このようなきちつと説明を受け、それに従って我々はこの18年以上、議員活動をしておりますので、知らなかったという12年間も議員生活をしている山盛議員の意見のほうに、まことに不自然であります。

以上です。

それから、近藤恵子議員と同じような質問です。「市政改革の会・かけはし」の会報の内容について、「自家用車は認められている」、「議会事務局から自家用車禁止の説明なし」、「別の視察で、事務局が車使用を了解」、これに対して、誰からどのように、時系列、そのような質問がありましたけれども、先ほど申し上げましたように、個人的な名前をここで公表する必要もないし、事実に基づいて書いていますので、何ら問題はないと思います。

本来ならば、このような問題を起こさなければ、このようなことを書く必要はなかったわけですから、こういったことをこういう場所で平然と反論するように質問してくる、そういった議員としての資質が問題なのかなと思わざるを得ません。もっと謙虚に議員活動があるべきかなと、本当に残念でなりません。

それから、10月17日に車で伊賀市に出かけたけれども、11月8日に旅費の車ではだめですよと説明を聞いたと反論されていますが、10月3日に出かけた多治見においては、既にその後、車の使用は認められていないとの説明をしたと私どもは確認しております。

したがいまして、山盛議員は11月8日に説明を受けたと言いますが、11月8日には、旅費の請求取り消しをしているという、この時間差を恐らく取り入れて言葉として言っているんでしょうけれども、それこそ私は理解できない。やはりそういった質問に対しても非常に疑問を感じております。

以上です。

No.36 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.37 ○12番(山盛左千江議員)

提案説明に対する質問であります、十分にお答えがいただけなかったことが残念であります。

一番最初の、各委員会の内容についてですけれども、調査項目について意見を交わしたと今、答弁をされました。

いつ、どういった意見を交わし、この報告書に至ったのかということをお伺いしているわけですから、会議録を見せていただければ、この調査報告書に書かれている内容が、委員会の中で発言されたかどうかは容易に確認できるわけであります。

少なくとも5月21日については、会議録を確認させていただいておりますが、そういった内容の調査はなかったかに記憶しております。

8月21日については、まだ会議録ができておりませんので、内容の確認は十分できておりませんが、傍聴された方にお聞きしたところによりますと、今、ここに書かれている内容についての調査はされていないというふうに理解しております。

ですので、この報告書は何に基づきされたのか、そのことについてしっかりお答えをいただきたいと思います。

それから、公共交通機関に限定している、自家用車の使用は認めていませんという質問に対してですが、どこに明記されておりますかと質問をいたしました。

事務局からそのような話を聞いたと、自分は1期目のときからそのように聞いていたということでもありますけれども、私がお伺いしたのは、どこに明記されておりますかということでもありますので、そのことをしっかりお答えいただきたいと思います。

さらに、私が12年、今4期目ですが、知らなかったことは不自然だということもおっしゃいましたが、私は、その説明を聞いておりません。

この報告書をつくられるときには、事務局がいつ車の使用は認められていないという説明をしたのか、そのことを確認した上で報告書を作成されるべきではありませんでしたか。

その確認はいつされましたか、お願いいたします。

ごめんなさい、まだあります、ごめんなさい。

それから、先ほどのもう一つの件ですけれども、自家用車は、しかし事務局は自家用車の使用を認めた事実はないとか、自家用車の使用禁止は説明されているといったところの質問についてですけれども、事実に基づき報告書を書かれたと今、答弁されましたが、その調査の事実がどこにあるのか、いつ、どの委員会において事実を確認されたのか、そのことを今お聞きしたわけです。

誰がと言っているわけではなく、この報告書は何に基づいて書かれたんですか。

私が知る限り、こういった調査をされた事実は存じ上げておりませんので、そのことを確認させていただいております。

最後のページ、「市民に対して真摯な態度を持って事実を告白するような態度は一度も見受けられません」と報告書に結んでおられますけれども、私たちは、11月6日に記者会見をし、事実を認め、11月16日には全市折り込みで謝罪文を入れ、また議会の全員協議会におきましても謝罪し、事実を認めております。

何をもって、「事実を告白するような態度は見受けられない」というふうに書かれるのか、私たちの今までのそういった行動をどのように受け取った上でこの報告書をつくられたのか、その点についても答弁を求めたいと思います。

No.38 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

月岡修一政治倫理調査特別委員長。

No.39 ○政治倫理調査特別委員長(月岡修一議員)

最後の「市民に対して真摯な態度を持って事実を告白するような態度は」ということについて答弁申し上げますが、私は、責任を持ってこの文章を書きました。私は、とても真摯な態度を持って事実を告白したとは受けとめてはいません。

市民に対する文章をもって謝罪をしたと言いますけれども、大多数の市民は、その事実も知らずに、いまだに疑心暗鬼な彼女たちに対する気持ちでいっぱいです。

そのために、どうしてもこのような中間報告をもって事実を報告する必要があったために、このような報告をさせていただいているわけです。

それ以外につきましても、本当に質問内容が嫌らしいというか、どこでどのように、何が、絶えずそのような質問をされるわけですがけれども、責任を持ってこのような中間報告をしているわけですので、今のような事細かに公表する考えもありませんし、適切な中間報告であると自信を持っておりますので、以上で答弁とさせていただきます。

No.40 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.41 ○議長(伊藤 清議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員より決議案第5号が提出されておりますので、直ちに日程に追加し議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.42 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、決議案第5号 山盛左千江議員に対する議員辞職勧告決議を直ちに日程に追加し議題といたします。

山盛左千江議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を命じます。

(山盛左千江議員退室)

No.43 ○議長(伊藤 清議員)

提出者より提案理由の説明を求めます。

月岡修一議員、登壇にて説明をお願いします。

No.44 ○17番(月岡修一議員)

それでは、決議案第5号 山盛左千江議員に対する議員辞職勧告決議を、朗読をもって発表させていただきます。

豊明市議会会議規則第14条の規定により別添のとおり提出します。

平成25年9月26日

豊明市議会議長 伊藤 清 殿

提出者 豊明市議会議員 月岡修一
賛成者 豊明市議会議員 一色美智子
川上 裕
近藤 千鶴
近藤 郁子
三浦 桂司
杉浦 光男
平野 龍司
平野 敬祐
村山 金敏
安井 明
堀田 勝司
前山 美恵子

以上の各議員であります。

議員辞職勧告決議。

山盛左千江議員ら市政改革の会と絆会派議員は平成23年度の政務調査費を使用した伊賀市への視察において、本来行政視察の交通手段は公共交通機関によるものとした、豊明市議会政務調査費運用に反し自家用車で乗り合わせ、その行政視察の申請、報告は交通費を電車代などで精算した。不信感を持った市民に住民監査請求され、受理された当初は、新聞報道などの取材に電車利用を説明し「不適切な申請は一切ない」「夜間の移動で、乗車駅名があいまいであったため念のため過大申告にならないよう短く申請した」「ルール上認められている」などと虚偽の説明をしたが、監査委員による調査が始まるやいなや、一転、自家用車使用を認め、謝罪し政務調査費の返還などの申し入れをし、事態の鎮静化を図るかに見えた。

しかしながら、政務調査費のルールを理解しているかのように思えた山盛左千江議員らは、住民監査の結果などに不服を唱え、また、豊明市議会の政務調査費の運用に異論を唱え始め、混乱の中に政治倫理調査特別委員会を、本日中間報告を行うこととなった。

政務調査費の運用は住民の監視意識も高く、当市議会としても厳密な運営に臨んでい

るところである。ここに不正を働き、虚偽の説明を繰り返し、いったんは謝罪をしたものの会派で発行する市政改革の会とかけはし合同の会報などで身勝手な意見を掲載し豊明市議会の政務調査費運用が間違っているかのような、とんでもない暴挙を繰り返し始めた山盛左千江議員らに当市議会は格別の意思表示をせねばならない。

刑事告発もされ、警察の動向もあり、説明できないと発言する所属議員もいる中、特別委員会の調査はなかなか、進まない状況ではあるが、虚偽の説明、いったんは謝罪しながらも当市議会の政務調査費運用否定など手前勝手な行動を繰り返す当時の市政改革の会の代表者としての山盛左千江議員の責任について、市民をだまし、また、それを正当化するという誤解と混乱を与えた責任は極めて重大である。

よって、本市議会は豊明市議会の信頼を大きく失墜させる山盛左千江議員に辞職勧告するものである。

以上、決議する。

平成 25 年 9 月 26 日

愛知県豊明市議会

以上です。

No.45 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。山盛左千江議員から本件について弁明の申し出がありますので、この際これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.46 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、山盛左千江議員から本件についての弁明を許可することに決しました。

山盛左千江議員の入室を許可します。

(山盛左千江議員入室)

No.47 ○議長(伊藤 清議員)

ただいま山盛左千江議員の弁明が許可されました。

山盛左千江議員、登壇にて弁明を許可いたします。

No.48 ○12番(山盛左千江議員)

それでは、私、山盛左千江に対する議員辞職勧告決議案に対し、弁明をさせていただきます。

この内容を知ったのは数分前のことでありますので、十分に内容を理解しているわけではありませんが、自分の思うたけを述べさせていただきたいと思います。

その中で、私が受け入れがたい部分、事実と反する部分について、まず述べたいと思います。

一番最初、十分言っておきたいことは、3行目にあります「豊明市議会政務調査費運用に反し自家用車で乗り合わせ」という部分であります。

先ほどの委員長の報告の中にもありましたが、運営について自家用車の使用を認めていないというものの明文化はされておられません。

政務調査費の使途基準を定める豊明市の申し合わせの中で、旅費の計算方法は、豊明市の職員の旅費条例を使用するというふうになっております。

その中に自家用車の使用が認められており、1キロ37円で計算するというふうにはっきり書かれておりますので、何をもって自家用車の運用が認められていないのかということについては、全く受け入れがたい部分であります。

先ほど委員長の答弁の中で、その根拠については、提案者ご自身の経験に基づくものであるということがわかりましたが、これは条例や規則、または申し合わせ等とは違い、個人の経験に基づくものでありますので、到底受け入れがたいというふうに申し上げたいと思います。

それから、真ん中より少し下のところですが、市政改革の会とかけはしの合同の会報について、「身勝手な意見を掲載しとんでもない暴挙を繰り返した」と書かれております。

私たちが謝罪を何度も繰り返してき、また旅費の返還を議長に何度もお願いをしてまいりました。その中でこの会報に踏み切ったには、理由がありました。

それは、11月に出版された市政会の会報であります。その中には、「山盛の詐欺」、「反省なき詐欺集団」、「詐欺行為を繰り返した5人組」などと書かれておりました。

確かに私たちは、政務調査費において収支報告書に事実と反することを書きました。それは認めるところであり、また謝罪をしているところでもあります。

しかし、市政会の会報に「詐欺」という言葉を、さも確定したかのように何度も書かれたことについては、大変遺憾に思い、また市民の誤解を受けるところであります。

さらに、市政会のビラとほぼ同じ市民団体を装う怪文書も配布されました。

そういったことを受け、私たちは事実をしっかりと伝えなければならないということで、会報の発行に及んだわけです。

「とんでもない暴挙」などと書かれておりますが、私たちにしてみれば、事実をしっかりと市民にご理解いただきたいという、その誠心誠意、心を込めた会報の発行でありましたことを、ここで述べたいと思います。

主に私からこの勧告について受け入れがたい部分は、その2点であります。

今度は、私が反省すべき、また皆さんにしっかりとわかっていただきたいことについて述べ

させていただきます。

勧告の上のほうに書いてあります、私が新聞報道などの取材に電車利用を説明し、るる申し上げたことがここに記載されております。そのことにつきましては、事実を反することをマスコミに申し上げたことについては、大変反省をしております。私自身の弱さでもあり、申しわけない、議会の信頼を損ねた部分だというふうに思っております。ここで改めて謝罪を申し上げたいと思います。

それから、ずっと下のほうになりますが、「市政改革の会の代表としての山盛左千江議員の責任については」というふうに書かれております。私は4期目であり、ほかの会派のメンバーは1期目でありました。その4期目としての会派の代表としての責任を問われれば、十分にあったらうというふうに感じております。

私が、自家用車で行くこと、また報告書について指導した、それから何か誘導したという事実はありませんが、私の代表としての責任を問われれば、重くそれは受け入れたいというふうに感じております。

よって、勧告決議につきましては、受け入れがたい部分、また真摯に受けとめ、反省し謝罪したい部分、両方が混在しておりますことをここに申し上げたいと思います。

以上です。

No.49 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員の弁明は終わりました。

山盛左千江議員の退室を命じます。

(山盛左千江議員退室)

No.50 ○議長(伊藤 清議員)

本案は決議案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.51 ○11番(早川直彦議員)

決議案第5号 山盛左千江議員に対する議員辞職勧告決議について、反対の立場で討論をいたします。

先ほど壇上で山盛左千江議員も述べましたが、自家用車の使用に関して、私も議員になって、新人の研修会のときから、自動車の使用は一切だめだというふうなことは聞いておりません。ここで問題になって初めて知りました。

(発言する者あり)

No.52 ○11番(早川直彦議員)

静かにさせてください。討論に集中できません。

要するに、定めがないわけですので、自家用車がいけないというその条例、規則、申し合わせに書いてない、ここが始まりだと私は思っております。

当然、適切に処理しなかった私たち5人、これはもう真摯に反省しておりますが、その部分に関しては、十分理解していただきたいと思います。

また、多分皆さん、このことについて言われていると思うんですが、この私たちが出した会報について、私たちは、事実に基づいて書いているものであって、市政を混乱させるためのものではありませんので、その辺も十分理解していただきたいと思います。

さらに、中間報告の段階でなぜ山盛左千江議員に対して辞職勧告という非常に重い決議を出されたのか、私はその辺が全然理解できません。

よって、…。

(発言する者あり)

No.53 ○11番(早川直彦議員)

注意してください、議長。やじに対して注意してください。

No.54 ○議長(伊藤 清議員)

やじはありますか。

討論を続けてください。

No.55 ○11番(早川直彦議員)

わかりました。

私たちは、十分に反省しております。しかしながら、このような重い決議を出すことに対しては反対でありますので、その辺は十分理解していただきたいと思います。

以上で終わります。

No.56 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

三浦桂司議員。

No.57 ○8番(三浦桂司議員)

今の山盛議員の弁明及び早川議員の弁明を聞いていますと、本当に反省の色がうかがえていないのではないかという怒りさえ覚えます。

根本は、政務調査費を不正利用したと、そのことを忘れているんですか、あなた方は。マスコミに対してうその発信をしたということを忘れているんですか。

そのことをああだこうだ、自家用車は認められていない理由を言うておりますけれども、なぜ自家用車が認められているんだったら自家用車で請求しないんですか、全く意味がわかりません。自家用車で請求してこういう議論をすれば、意味はわかりますよ。車を使って電車の請求をしているということに問題があると。

しかも、マスコミに対して、市民に対して、館区民の方の議会報告会に対して、虚偽の説明をしているんじゃないですか、あなた方は。

不適切な申請は一切ない。不適切な申請は一切なかったんですか、あったじゃないですか。

夜間の移動で乗車駅名が曖昧だったため、念のために過大申告にならないように乗車区間は短く申請した。

よくこんなうそをついて、それだけ開き直ることができますね。

あなた方は、自家用車で伊賀市へ視察に出かけたんじゃないですか。

自家用車は認められていると再三言うのであれば、なぜ自家用車で請求しないんですか。

いいかげんにしてくださいよ、議論のすりかえはやめなさい。

マスコミに対してここまで堂々とうその主張をしたんですよ、あなた方は。真実は1つなんですよ。

うその主張をしましたと謝った。ほー。

私は、山盛議員とあなた方とは違うと思います。確かにあなた方は、今、残っておられるあなた方は、1期生で、車の使用は知らない、確かにそうかもしれません。

山盛議員は誘導しなかったと言われておりますけれども、早川議員にしても、藤江議員にしても、何度言いましたか、「あなた方は車で行っただろう」と、「いや、電車で行きました」と、あなた方は再三再四そうやって言ったんですよ。藤江議員もそうですよ。

聞いたら、あなた方は何て言いました。最後の最後まで、マスコミ発表する日まで、「車を使っていません」、そう言っていたじゃないですか、違うんですか。

そのことを、自家用車は認められているとか、認められていないとか、議論のすりかえはやめなさい。

認められているのであれば、冒頭言ったように、何で車で請求しないんですか。キロ37円ですか、何でこれで請求しないんですか、何でそこで争わないんですか、後づけですよ、それは。

伊賀市の議員が、「山盛議員たちは電車で来た。2名の議員は途中、バスで帰って行った。交通手段がないところは私が送迎した」、そういう証言をしている確たる証拠があるんです。確たる証拠があるんですよ、伊賀市の議員が。これは世間では口裏合わせと言うんですよ。

今の段階では、憶測の域を超えないと言うかもしれませんが、一般論としては、お願いしたのではないですか。「山盛議員たちは電車で来ました。道中の不便なところは私が車で送りました」という証言があるんですよ。

今すぐ出しても構いませんよ。そんなことはしませんけどね。

「不適切な申請は一切ない。夜間の移動で乗車駅名があいまいだったために、過大申告にならないように乗車区間を短く申請した」と堂々と、新聞社にそういう発表をしているんですよ。

これは、世間ではうそと言うんですよ。虚偽と言うんです。わかりますか。全ては10月23日のこのうそから始まっている。

1つのうそが、また次のうそを呼んで、議長が悪い、監査事務局が悪い、議会事務局が悪いと、自家用車は認められているという会報。

自家用車が認められていると、そこまで、さつきからずっと言うのであれば、なぜ自家用車で請求しないんですか。その後の日進のやつも同じですよ。

まさに悪質きわまりない山盛左千江議員に対して、辞職勧告決議の賛成討論といたします。

No.58 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.59 ○5番(近藤恵子議員)

この決議に対しては、反対の立場で討論いたします。

まず初めに申し上げますけれども、今、三浦議員の討論の中に、議員が車で送ったと、ほかの2名はバスで帰ったという発言があったとありますが、私自身は、往復車です。

どうしてそのところにおいて、事実と違うことを発言された議員の言葉がそういった正しいということになるのか。車で行ったということに関しては、監査委員に対してETCの記録も出しておりますので、その議員の言われたことが逆に事実であるということに関しては、1つ間違いがあるということは伝えておきます。

そして、ここの中で、「刑事告発もされ、警察の動向もあり」という文章からですが、今回のことが辞職勧告に値するかどうかということについては、少し今までの前例から言わせていただきますけれども、マスコミに対して虚偽の発言をしたということになれば、実際、豊明市には前例があります。新聞だけではなく、テレビに対しての虚偽の発言をされた議員がおります。その方に関しては、この当委員会では、辞職勧告も、それから問責決議も出されておられません。

そういった前例から考えて、なぜ、そういったときにはそういった問題を看過された議員が、この場に及んで辞職勧告決議とまで出されるかについては、甚だ私は理解できないと

ころであります。

申し上げておきますが、以前の虚偽のときは、会議を抜け出し、実際に行っていないところを行ったというものであります。

今回私どもは、伊賀市には行きました。申請した手段は違っておりますけれども、伊賀市に視察に行ったという事実は間違いがありません。

抜け出した議員に対して、その責任を問うことを看過したこの豊明市議会が、なぜ実際に行った議員に対して、そしてそれを謝罪している議員に対してまで辞職勧告を決議するのかについては、私は理解できないところでありますので、この決議案に対しては反対といたしたいと思います。

No.60 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

藤江真理子議員。

No.61 ○6番(藤江真理子議員)

決議案第5号について、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど山盛議員が登壇で弁明されました。その中で、事実と反する報告書を出したことを認め、マスコミに対する意見に対しても、事実と異なることを認め、はっきりと何度も謝罪をされております。

私がこの車で、伊賀のすごく遠い山奥のほうですか、当時は議員になってまだ1年目のときだと思うんですが、仮に公共交通機関で行った場合には、とても日帰りでは帰って来れないところでした。

宿泊を伴うことになると、それだけ政務調査費、皆さんの税金を余計に使うことになるので、車で日帰りで行くことはいけないことは全く考えておりませんでした。

そういう感覚は、皆さん市民の方も多く持っていらっしゃると思います。

先ほど最初に述べました山盛議員に、こうした形で辞職勧告決議というのが出るのは、私も同じ会派の一員としてとても残念であります。

以上で終わります。

No.62 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.63 ○議長(伊藤 清議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

決議案第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.64 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、決議案第5号は原案のとおり可決されました。

山盛左千江議員の入室を許可します。

(山盛左千江議員入室)

No.65 ○議長(伊藤 清議員)

ここで、10分間休憩といたします。

午後9時45分休憩

午後9時55分再開

No.66 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員より決議案第6号が提出されておりますので、直ちに日程に追加し議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.67 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、決議案第6号 近藤善人議員に対する問責決議を直ちに日程に追加し議題といたします。

近藤善人議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を命じます。

(近藤善人議員退室)

No.68 ○議長(伊藤 清議員)

提出者より提案理由の説明を求めます。

月岡修一議員、登壇にて説明をお願いします。

No.69 ○17番(月岡修一議員)

それでは、決議案第6号 近藤善人議員に対する問責決議を、朗読をもって発表させていただきます。

豊明市議会会議規則第14条の規定により別添のとおり提出します。

平成 25 年 9 月 26 日

豊明市議会議長 伊藤 清 殿

提出者 豊明市議会議員 月岡 修 一
賛成者 豊明市議会議員 一色 美智子
川上 裕
近藤 千鶴
近藤 郁子
三浦 桂司
杉浦 光男
平野 龍司
平野 敬祐
村山 金敏
安井 明
堀田 勝司
前山 美恵子

各議員であります。

問責決議。

私たち市議会議員は、市民の代表として自らその職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識を持って、市政の発展と全ての市民の幸福の実現に努めなければならない。

「絆(代表)近藤善人議員」の三重県伊賀市への視察に関し、旅費不正請求疑惑が浮かび上がり、住民監査請求が提出された。その時の新聞報道では公共交通機関を使用した「不適切な申請は一切無い」という虚偽の発言をして、市民に対して、大きな迷惑をかけたことは政治倫理に反する重大な事件であると考えます。

一期生といえども、会派の代表者としての責任は重大であると思われる。

よって、本市議会は豊明市議会の信頼を大きく失墜させた近藤善人議員に対し問責決議をするものである。

以上、決議する。

平成 25 年 9 月 26 日

愛知県豊明市議会

以上です。

No.70 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。近藤善人議員から本件について弁明の申し出がありますので、この際これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.71 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、近藤善人議員から本件についての弁明を許可することに決しました。

近藤善人議員の入室を許可します。

(近藤善人議員入室)

No.72 ○議長(伊藤 清議員)

ただいま近藤善人議員の弁明が許可されました。

近藤善人議員、登壇にて弁明を許可いたします。

No.73 ○4番(近藤善人議員)

弁明の機会をいただき、ありがとうございます。

1点だけ私の認識していることと異なるところがありますので、ここで申し上げます。

問責決議の5行目の後半部分、「その時の新聞報道では公共交通機関を使用した『不適切な申請は一切無い』という虚偽の発言をして」とありますが、私は、このような発言はいたしておりませんので、ここで申し上げておきます。

最後に、市民の皆様、議会、そして議員各位には、多大なご迷惑をおかけしたことに ついては、ここで改めておわび申し上げます。どうも申しわけありませんでした。

以上で終わります。

No.74 ○議長(伊藤 清議員)

近藤善人議員の弁明は終わりました。

近藤善人議員の退室を命じます。

(近藤善人議員退室)

No.75 ○議長(伊藤 清議員)

本案は決議案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.76 ○11番(早川直彦議員)

決議案第6号 近藤善人議員に対する問責決議について、反対の立場で討論いたしま

す。

先ほど壇上でも説明がありましたが、不適切な申請は一切ないということなのですが、近藤善人議員に関しては、こういうことは一切ありませんので、これもまた、私もつけ加えさせていただきますと思いますし、私たち5人は、非常に反省しております。

何か、私たちが反省してないように思っている方がみえると思うんですが、心より反省していますので、その辺は十分理解していただきたいと思います。

近藤善人議員も反省しておりますので、この辺は理解してください。

以上で討論を終わります。

No.77 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

藤江真理子議員。

No.78 ○6番(藤江真理子議員)

決議案第6号について、反対の立場で討論させていただきます。

決議文の中にあります「一期生といえども、会派の代表者としての責任は重大である」というのは、もっともだと思えます。何期生であっても、同じことは言えると思えます。

私も同じ1期生として、いろんな議会のルールだとかというのは、不勉強な点というのは私も同じなんですけれども、反省の弁を述べて反省をしているということ、また今後同じようなことがないように活動していきたいという心でいると私は信じておりますので、反対いたします。

No.79 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.80 ○12番(山盛左千江議員)

近藤善人議員に対する問責決議に対して、反対の立場で討論いたします。

先ほど本人が弁明の中で述べましたとおり、「公共交通機関を使用した、不適切な申請は一切ない」という虚偽の発言をしているという部分については、彼はこういった発言をしておりません。私がマスコミに対して一部そういったことを申し上げたところは、先ほど弁明の中で申し上げ、謝罪したところであります。これは近藤善人議員にとってはぬれぎぬだと思えます。

十分な調査なく、こういった問責決議を出されたことについては、大変遺憾に思っております。

本人も深く反省しております。

さらに、公共交通機関は帰りにおいては使用しております。行きについては、私たちと乗り合わせましたが、公共交通機関を使った部分もありますので、そういった調査、事実を確認せずに、彼に問責決議をするのは、余りに行き過ぎたことであるというふうに申し上げ、反対討論といたします。

No.81 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

三浦桂司議員。

No.82 ○8番(三浦桂司議員)

せっかく近藤善人議員がしおらしく反省の弁を述べているのに、ほかの議員が茶々のような討論をすると、近藤議員が気の毒であります。

近藤議員は、一人会派でありますので、会計責任は本来、自分自身でとるべきであります。

あなた方が言うべきことではありません。わかっていますか。

本人の言い分では、先ほどの近藤恵子議員と往復自家用車を利用したと。そんなことは初めて聞いたんです、今。

どういう経路で一々、一々、あなた方は行ったんですか。

不正受給をしたという事実を我々は問うているわけで、そのことに関して本人が謝罪しているのに、あなた方が言うべきことではない。

その責任は、紛れもなく議員辞職に値しますけれども、本人があのような態度をとっている。だから山盛議員とは一線を引いて問責決議ということにして、賛成討論といたします。

No.83 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.84 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.85 ○5番(近藤恵子議員)

この問責決議に対しては、反対の立場で討論させていただきます。

この決議の中において、彼の責任を問うものとしては、「不適切な申請は一切ない」という発言をしたというところに彼の責任が問われていると思います。

しかし、その事実はなく、この発言をしたのは山盛左千江議員が「私自身である」と言っているところによりますと、彼に対してその責任を問うことは余りにも行き過ぎた行為ではないかと思しますので、この問責決議に対しては反対の立場で討論いたします。

No.86 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.87 ○議長(伊藤 清議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

決議案第6号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.88 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、決議案第6号は原案のとおり可決されました。

近藤善人議員の入室を許可します。

(近藤善人議員入室)

No.89 ○議長(伊藤 清議員)

お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員より決議案第7号が提出されておりますので、直ちに日程に追加し議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.90 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、決議案第7号 近藤恵子議員に対する問責決議を直ちに日程に追加し議題といたします。

近藤恵子議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を命じます。

(近藤恵子議員退室)

No.91 ○議長(伊藤 清議員)

提出者より提案理由の説明を求めます。

月岡修一議員、登壇にて説明をお願いします。

No.92 ○17番(月岡修一議議員)

それでは、決議案第7号 近藤恵子議員に対する問責決議を、朗読をもって発表させていただきます。

豊明市議会会議規則第14条の規定により別添のとおり提出します。

平成25年9月26日

豊明市議会議長 伊藤 清 殿

提出者 豊明市議会議員 月岡 修一
賛成者 豊明市議会議員 一色 美智子
川上 裕
近藤 千鶴
近藤 郁子
三浦 桂司
杉浦 光男
平野 龍司
平野 敬祐
村山 金敏
安井 明
堀田 勝司
前山 美恵子

各議員であります。

問責決議。

私たち市議会議員は、市民の代表として自らその責務の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識を持って、市政の発展とすべての市民の幸福の実現に努めなければならない。

当時「市政改革の会」の会計責任者であった近藤恵子議員は、平成23年10月17日に、三重県伊賀市に行政視察を行い自身の自家用車で行政視察を行ったにもかかわらず旅費計算書にて、公共交通機関で行政視察を行ったように見せかけ政務調査費を不正に受給したものである。平成24年10月23日に豊明市民より住民監査請求を提出され監査事務局が、受理したのを受け「市政改革の会」代表の山盛議員は、新聞社に対し「不適切な申請は一切ない」と断言をされた。その数日後には、不正受給を認め謝罪をしたものである。

市議会議員として、豊明市議会の秩序を乱すばかりでなく、市民を欺いた行為は、責任極めて重大である。

よって、本市議会は、豊明市議会の信頼を大きく失墜させた近藤恵子議員に対して、問責決議をするものである。

以上、決議する。

平成25年9月26日

以上です。

No.93 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。近藤恵子議員から本件についての弁明の申し出がありますので、この際これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.94 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、近藤恵子議員から本件についての弁明を許可することに決しました。

近藤恵子議員の入室を許可します。

(近藤恵子議員入室)

No.95 ○議長(伊藤 清議員)

ただいま近藤恵子議員の弁明が許可されました。

近藤恵子議員、登壇にて弁明を許可いたします。

No.96 ○5番(近藤恵子議員)

では、弁明の機会をいただきましたので、ここで弁明をさせていただきます。

まず、この問責決議の中において、私自身のした行為と、そうでない部分に関して、少し述べさせていただきます。

「三重県伊賀市に行政視察を行い自身の自家用車で行政視察を行った」とあります。このことについては、私は当日の夜、私用がありましたので、私自身、1人で自家用車で行ったことには間違いがありません。

しかしながら、その後にあります代表の山盛議員の発言に関しては、この発言をした経緯とかについては存じているところではありません。このことは、任意の委員会のときの調査においても述べさせていただいたとおりです。

この10月23日前後というか、前に関して言いますなら、私は当時、病気療養のために入院しておりましたので、こういった発言については、新聞に載った後、家族からの電話で知ったわけで、そのことは前回のところで弁明させていただいたとおりです。

今回のこの問責の中でこのことが書かれておりますが、そのことについては、私の存ぜぬところでありますので、そのことだけは弁明させていただきます。

以上です。

No.97 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員の弁明は終わりました。

近藤恵子議員の退室を命じます。

(近藤恵子議員退室)

No.98 ○議長(伊藤 清議員)

本案は決議案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.99 ○11番(早川直彦議員)

決議案第7号 近藤恵子議員に対する問責決議について、反対の立場で討論いたします。

先ほど壇上でも近藤恵子議員の説明があつたとおり、彼女はそのとき病氣療養中でしたので、彼女の言葉から出た言葉ではないことは十分理解していただけたと思います。

あと、当時の会計責任者でもありましたが、これは5人全員の責任であります。彼女だけが会計の責任者というものではありません。これは私たち全員反省しております。彼女も反省しておりますので、その辺は十分理解していただきたいと思います。

これで討論を終わります。

No.100 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

近藤善人議員。

No.101 ○4番(近藤善人議員)

それでは、決議案第7号について、反対の立場で討論いたします。

私も、会派代表として会計責任者であり、近藤恵子議員とは同じ立場であります。議員になって半年余りのことであり、勉強不足、認識不足は否めませんが、この問責決議という重い決議には反対いたします。

以上です。

No.102 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.103 ○12番(山盛左千江議員)

近藤恵子議員に対する問責決議に対して、反対の立場で申し上げます。

この文章を読ませていただきますと、私の発言が1つの理由になっております。なぜ近藤恵子議員の問責決議に、本人の発言と全く関係ない部分が理由として書かれているのかは理解しがたい部分であります。

さらにそのあとに、「その数日後には、不正受給を認め謝罪したものである」と、本人の謝罪の意を皆さんはご理解し、このような文章をつくられているわけです。

1期目の議員が認め、謝罪し、それでもまだ問責決議出すのか、そういったやるせない気持ちであります。

皆さんの新人、1期目の人に対する姿勢としては、大変受け入れがたいものがありますので、反対討論といたします。

No.104 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

三浦桂司議員。

No.105 ○8番(三浦桂司議員)

本来であれば黙っていようと思うんですが、そのような発言があると思わず手が挙がってしまうんですが。

確かに近藤恵子議員は議員になって半年、さまざまなルールがわからずに、それは本当のことだと推測いたします。

しかし、当時の市政改革の会の会計責任者、しかも年度末には一度視察に行つて会計報告を出した後、またまた虚偽の視察報告を2回、2回を出しているんですよ。

(発言する者あり)

No.106 ○8番(三浦桂司議員)

いろいろとうるさいですよ。黙っててください。

このような行為が許されるはずがありません。

電車で請求したのは何ですか、先ほど来言っているのに。なぜ、自家用車が認められているのであれば、自家用車で請求しないんですか、あなた方は。

議論のすりかえばかりやって、恥ずかしいとは思いませんか。

あなた方は最初に、電車で行ったと言っているじゃないですか。自家用車は認められているというのは全く関係ないですよ。わかっているんですか。わかった上で言っているのか

もしれませんけれども。

近藤恵子議員に関しては、このようなことは許されるはずがありませんけれども、1期生であったことを鑑みて、問責決議に値するものと判断して、賛成討論といたします。

No.107 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.108 ○議長(伊藤 清議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

決議案第7号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.109 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、決議案第7号は原案のとおり可決されました。

近藤恵子議員の入室を許可します。

(近藤恵子議員入室)

お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員より決議案第8号が提出されておりますので、直ちに日程に追加し議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.110 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、決議案第8号 藤江真理子議員に対する問責決議を直ちに日程に追加し議題といたします。

藤江真理子議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を命じます。

(藤江真理子議員退室)

No.111 ○議長(伊藤 清議員)

提出者より提案理由の説明を求めます。

月岡修一議員、登壇にて説明をお願いします。

No.112 ○17番(月岡修一議員)

それでは、決議案第8号 藤江真理子議員に対する問責決議を、朗読をもって発表させていただきます。

豊明市議会会議規則第 14 条の規定により別添のとおり提出します。

平成 25 年 9 月 26 日

豊明市議会議長 伊藤 清 殿

提出者 豊明市議会議員 月岡 修 一
賛成者 豊明市議会議員 一色 美智子
川上 裕
近藤 千鶴
近藤 郁子
三浦 桂司
杉浦 光男
平野 龍司
平野 敬祐
村山 金敏
安井 明
堀田 勝司
前山 美恵子

以上の各議員であります。

問責決議。

私たち市議会議員は、市民の代表として自らその職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識を持って、市政の発展と全ての市民の幸福の実現に努めなければならない。

「市政改革の会(山盛左千江議員ほか三名)」「絆(代表近藤善人議員)」の三重県伊賀市への視察に関し、旅費不正請求疑惑が浮かび上がり住民監査請求が提出された。

藤江真理子議員はそれまでは他の議員の追及に対し、「公共交通機関を利用した」と虚偽発言を繰り返し、市民に対して多大な迷惑をかけた。

市議会議員としてのこのような行為は、市議会の秩序を乱すばかりでなく、議会制民主主義の根幹を揺るがすものである。さらに、市議会の品位をおとしめ、その信頼を著しく傷つけるものである。

よって、当該議員の今回の行為は、単に一議員の問題としてではなく豊明市議会として看過できない重大な問題であると受け止めており、ここに藤江真理子議員に対し、問責決議をするものである。

以上、決議する。

平成 25 年 9 月 26 日

愛知県豊明市議会

以上です。

No.113 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。藤江真理子議員から本件について弁明の申し出がありますので、この際これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.114 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、藤江真理子議員から本件についての弁明を許可することに決しました。

藤江真理子議員の入室を許可します。

(藤江真理子議員入室)

No.115 ○議長(伊藤 清議員)

ただいま近藤江真理子議員の弁明が許可されました。

藤江真理子議員、登壇にて弁明を許可いたします。

No.116 ○6番(藤江真理子議員)

それでは、弁明の機会を与えていただき、ありがとうございます。

決議文の中段にありますように、私は何度かほかの議員の方たちから何度も聞かれました。その場で本当のことを言えなかったことは、昨年12月の聞き取り調査でも述べましたとおり、自分の弱さ、それに尽きます。

市民の皆様、ほかの議員の方たちにご迷惑をおかけしたことは、深く反省し、おわびいたします。

以上です。

No.117 ○議長(伊藤 清議員)

藤江真理子議員の弁明は終わりました。

藤江真理子議員の退室を命じます。

(藤江真理子議員退室)

No.118 ○議長(伊藤 清議員)

本案は決議案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.119 ○11番(早川直彦議員)

決議案第8号 藤江真理子議員に対する問責決議について、反対の立場で討論いたします。

2枚目の7行目、「藤江真理子議員はそれまでは他の議員の追及に対し」と書いてあるんですが、藤江真理子議員は、議員でもありながら当然、女性でもあります。どのような追及をしたのか、1人の女性議員に対し、数名の議員で追及したのか。私は、女性として他会派の議員数人から追及を受けて、その部分で言えなかった部分があったのではないかと、そういう苦しい気持ちもあったと。

彼女も当然、反省しております。私たちも十分反省していますが、そのその追及についての部分については、藤江真理子議員として、女性として、そういう部分の対応が必要ではないかと、私はこの部分は申し上げておきたいです。

私の反対討論を終わります。

No.120 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

近藤善人議員。

No.121 ○4番(近藤善人議員)

それでは、決議案第8号に反対の立場で討論いたします。

幾度にも及ぶ追及に耐え、本当によく我慢したことと思います。

彼女の涙も見たのも一度ではありません。本当につらかったと思います。

これもほかの4人への影響を考えた上でのことであり、もし私も追及されていたら、多分、同じ結果になったことと思います。

したがって、この問責決議には反対いたします。

No.122 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.123 ○5番(近藤恵子議員)

今回のこの問責決議は、反対の立場で討論いたします。

今回のこの市政改革の会及び絆の政務調査費のことに対する疑問がある場合において、まず経緯を聞くのであるならば、代表かもしくは会計であった私に問われるべきものであったと思います。

そういった経緯を全く知らない彼女に、直接尋ねられ、彼女がそのときに判断に困り、そしてどう対応していいかわからなかったというその状況において、私は、彼女には大変つらい思いをされたということを感じております。

彼女が「虚偽の発言を繰り返した」と、ここには書いてありますけれども、その発言をすることで、会派の同意のないままで、どういうふうにその先なるかということに対して、その場において判断が及ばなかったことは十分に察せられますので、そのことについて、彼女が事実が言えなかったことについては、逆に、その責任の問い方のほうにも問題があるのではないかと、本当に実際に思うところであります。

彼女自身に対しては、責任は全くないと感じておりますので、この問責決議に対しては反対の立場で討論いたします。

No.124 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.125 ○12番(山盛左千江議員)

藤江真理子議員に対する問責決議に対して、反対の立場で討論いたします。

先ほど本人が弁明の中で謝罪の気持ちをしっかり述べられました。

ここにいる議員がそれを聞き、「それでいいんだ」というような声も飛んでおりました。

彼女の性格は、この2年間、20人の議員が付き合い、十分承知していらっしゃると思います。

何か言われたときに、即座に言葉が出なかったり、詰まったり、そういったことは、どの議員も見てきたことだと思います。

そしてまた、ここで、先ほどのような謝罪の強い気持ちを弁明で述べられました。

そういった中から、さらにこの問責決議案を可決されるということは、決してないだろうと私は信じたいと思います。

謝罪の意を示し、彼女の人柄、その点からも、この問責決議にはぜひ皆さん、反対をしていただきますようお願いを込めて、反対の討論といたします。

No.126 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

三浦桂司議員。

No.127 ○8番(三浦桂司議員)

彼女がつかったのは、皆さんに追及されてというのではなくて、自分がついているうそ

に耐えきれずにつらい思いをしていたんだ、私はそう思います。普通はそうなんですよ。

女性議員ならうそをついてもいいんですか。いいんですか。

問題は、そして今言われたように、会派の同意がなかったので全く責任がないという、ちよつと言う言葉が出てきませんけれども、藤江議員は確かに私も議員になる前から知っておりまして、本質は誠実で素直だと思います。なかなか自分の思いが伝えられずに、会派の誰かの力で、そう言っていました。

なかなか言い出せない。私が言うと会派に迷惑がかかると。それは、つらかったのは会派に迷惑がかかるから、そんなことが理由になるわけがありませんよ。

政務調査費を不正使用、不正流用。確かに彼女の性格は性格としてわかります。しかし、自家用車は認められているという中に彼女の名前が入っている以上、これはもう市政改革の会として同罪だと思います。

人間には間違いはつきもの。罪は罪として、その意識が薄い限り、問責決議に値すると思います。

賛成討論といたします。

No.128 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.129 ○議長(伊藤 清議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

決議案第8号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.130 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、決議案第8号は原案のとおり可決されました。

藤江真理子議員の入室を許可します。

(藤江真理子議員入室)

お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員より決議案第9号が提出されておりますので、直ちに日程に追加し議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.131 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、決議案第9号 早川直彦議員に対する問責決議を直ちに日程に追加し議題といたします。

早川直彦議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を命じます。

(早川直彦議員退室)

No.132 ○議長(伊藤 清議員)

提出者より提案理由の説明を求めます。

月岡修一議員、登壇にて説明をお願いします。

No.133 ○17番(月岡修一議員)

決議案第9号 早川直彦議員に対する問責決議を説明させていただきます。

豊明市議会会議規則第14条の規定により別添のとおり提出します。

平成25年9月26日

豊明市議会議長 伊藤 清 殿

提出者 豊明市議会議員 月岡 修一

賛成者 豊明市議会議員 一色 美智子

川上 裕

近藤 千鶴

近藤 郁子

三浦 桂司

杉浦 光男

平野 龍司

平野 敬祐

村山 金敏

安井 明

堀田 勝司

前山 美恵子

各議員であります。

問責決議。

市政改革の会の早川直彦議員は平成23年度の政務調査費を使用した伊賀市への視察において、本来行政視察の交通手段は公共交通機関によるものとした、豊明市議会政務調査費運用に反し自家用車で乗り合わせ、その行政視察の申請、報告は交通費を公共交通機関で精算した。住民監査請求され、監査委員による調査が始まるとその新聞報道に「不適切な申請は一切ない」等の虚偽の発言をして市民に迷惑をかけた。

その後も会派会長山盛左千江議員とともに住民監査の結果などに不服を唱え、また、豊明市議会の政務調査費の運用に異論を唱え始めた。

政務調査費の運用は住民の監視意識も高く、当市議会としても厳密な運営に臨んでいるところである。ここに不正を働き、虚偽の説明を繰り返し、いったんは謝罪をしたものの会派で発行する市政改革の会とかけはし合同の会報などで身勝手な意見を掲載し豊明市議会の政務調査費運用が間違っているかのような、とんでもない暴挙を繰り返し始めた。

刑事告発もされ、警察の動向もあり、全ての質問事項に対し、早川直彦議員は答弁を拒絶し、特別委員会の調査はなかなか、進まない状況ではあるが、ここに虚偽の説明、いったんは謝罪しながらも当市議会の政務調査費運用否定など手前勝手な行動を繰り返す市政改革の会の一員としての早川直彦議員の責任は市民に対して誤解と混乱を与え、政治倫理に反する極めて重大な事件である。

よって、本市議会は豊明市議会の信頼を大きく失墜させる早川直彦議員に問責決議をするものである。

以上、決議する。

平成 25 年 9 月 26 日

愛知県豊明市議会

以上です。

No.134 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。早川直彦議員から本件について弁明の申し出がありますので、この際これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.135 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、早川直彦議員から本件についての弁明を許可することに決しました。

早川直彦議員の入室を許可します。

(早川直彦議員入室)

No.136 ○議長(伊藤 清議員)

ただいま早川直彦議員の弁明が許可されました。

早川直彦議員、登壇にて弁明を許可いたします。

No.137 ○11番(早川直彦議員)

弁明の機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

先ほど出されました中間報告の2ページ目の真ん中のあたりに、「早川直彦議員においては、全ての質問事項に対して答弁を拒否しました。これは自己保身のみを考え」というふうに書いてあります。

さらにこの中間報告については、フルネームで書かれているのは私だけではないかと思えます。

さらに、問責決議の中で同じことが書かれているんですが、平成24年12月26日、政治倫理委員会で全ての質問に対し答えなかった部分については、そのときにも説明しましたが、もう一度ここで説明させていただきます。

私の家のポストの中に、このような出どころのわからない怪文書がまかれています。

特に5名の議員の辞職を求める会と、誰が出したかわからないものなんですが、この中に、私たちが12月3日に出した申入書について書かれております。

この申入書が、あたかも悪いような内容が書かれております。

このように、私たちが出した文書、また会報、また平成24年の12月26日の政治倫理委員会で私が話した内容が、事実と反して間違った内容が怪文書として出回ることが、私にとって非常に迷惑、また非常に困ることですので、その辺は答えませんでした。

このことは、自己保身のみを考えてではありませんので、その辺は、平成24年12月26日、そこでも言いましたが、その辺は理解されず残念であります。

私は、平成24年10月23日に住民監査請求が受理され、10月24日の新聞記事に掲載された当時の改革の会の代表の発言、これが大きな問題になっていますが、私たち5人は、平成24年11月6日に記者会見を行い、この件に対し謝罪を行い、また11月16日に新聞折り込みで謝罪文を折り込みました。

私たち5人は、十分この件について強く反省しております。この場をかりておわび申し上げます。

このときだけでなく、今でも、これからもその気持ちは変わりません。

私たちの会報で出されている内容、多分、ピンク色の会報のことを言われているんじゃないかなと思うんですが、その会報の内容は、私たちが行った正しい内容を伝えているものであります。

手前勝手な行動を繰り返しているわけではありませんので、この場をかりて報告いたします。

あたかも私たち5人、また私が、全く反省していないように思われる内容が書かれていますが、そのようなことは断じてございません。

私に対し、またほかの4人に対し、問責、辞職勧告が出されたことに、大変残念に思います。

以上で終わります。

早川直彦議員の弁明は終わりました。

早川直彦議員の退室を命じます。

(早川直彦議員退室)

No.139 ○議長(伊藤 清議員)

本案は決議案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

藤江真理子議員。

No.140 ○6番(藤江真理子議員)

決議案第9号について、反対の立場で討論させていただきます。

今の早川議員の弁明を聞いていまして、「質問事項に対して答弁を拒絶し」という決議文の中にあるんですけども、今の弁明の内容を聞いていまして、きちんとした理由があつての拒絶ということがはっきりとよくわかりました。

また、市民の皆さんの税金の使い方、少しでも少なく済むように考えるのが、私たち、皆さん同じだと思います。

今回、事実と違う報告書を出した一連のことは、何度も謝罪をしております。

よって、反対をいたします。

No.141 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.142 ○12番(山盛左千江議員)

早川直彦議員の問責決議について、反対の立場で討論いたします。

この中に、私の名前とともに「住民監査の結果などに不服を唱え」という文章が書かれております。

私たちは、住民監査の結果などに不服を申し立てたのではなく、監査委員が守秘義務違反の疑いがあることをチラシの中で申し上げたに過ぎません。

新聞報道にありました監査事務局の問い合わせに、伊賀市議会側が回答したと言われる内容が記載されておりました。そのことについては、私たち、早川議員も含めてですが、伊賀市議会に確認に行き、そのとき対応された議会事務局の方々に十分調査をしてみました。

監査委員から問い合わせや調査はなく、また議員や市民からの問い合わせも調査もな

く、そういったことを一切答えた覚えはないというふうに確認をしております。

また、監査委員にありながら、まだ調査が始まっていないその内容を新聞に述べたことについても、守秘義務違反の疑いがあるというふうに私たちは認識しておりますので、そのことを会報に書かせていただいたに過ぎません。

何も、ここに書かれているように結果に不服を唱えたわけではなく、疑問がある、守秘義務違反の疑いがあるということを述べさせていただきましたので、その点については、問責決議に当たらないというふうに申し上げます。

さらにもう一点、早川議員の黙秘のことであります。

本人も弁明の中で申し上げましたとおり、理由があります。

さらに、黙秘権は法で認められた権利であります。

それを行使したことが問責の理由になるということは、到底受け入れることはできません。

思い起こせば、会議抜け出し、富良野事件のときにも、当該議員は、黙秘権とは申されませんでした。調査には応じてらっしゃらなかったというふうに記憶しております。

早川議員の主張はもつともであり、この問責決議には到底賛成することはできません。

以上です。

No.143 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

三浦桂司議員。

No.144 ○8番(三浦桂司議員)

早川直彦議員は、口では反省している、反省していると言っておりますけれども、今の討論等を聞いていると、誰が反省していると思いますか。

このチラシは本当のことを書いただけだと、何度も同じことになりますけれども、「自家用車は認められている」という表題が大きく書いてあるんですよ。認められているのであれば、自家用車で請求すればいいじゃないですか。

電車で請求して、しかも車で行ったという虚偽を行ったということに対して、我々は述べているので、早川直彦議員は伊賀市の視察において、みずからの自家用車を出してみずから運転して視察に行きました。それまでその証言を続けておりました。

それは、2年前の建設消防委員会の視察において、電車で隣り合わせた安井議員に対して、「伊賀市の視察はへんぴなところなので車で行きました」と言っているんです。

また、彼女、彼らが伊賀市に行った3週間後に、都市計画審議会でも伊賀市に視察に行きました。そのときは大型バスで委員の方及び議員4名、大型バスで行きました。

そのとき早川直彦議員と近藤恵子議員もおりました。本人たちは否定しておりますけれ

ども、「この間も伊賀市に来たけど、バスのほうがやっぱり時間かかるね」と、紛れない会話まで、私だけではなく、当時の担当の、都市計画担当課の職員も聞いているんですよ。

そのときは何げなく聞き逃していたんです。

しかし、まさか自家用車で行ったにもかかわらず電車請求してくるとは思いませんでした。これが現実なんです。

また早川議員は、議長室において安井議員とともに、「車を利用して行ってないか、もし行っているなら早目に言わなあかんぞ」と、そういうことを言ったところ、「絶対車は使っていない、電車で行った」と、「早朝に出かけて深夜に帰った」。「前後駅に着いたとき何時に帰ったんだ」、「いや、時間は覚えてないけど」。「どうやって帰った」、「いや、覚えてない」と、そんなような会話だったんですよ。

確かに電車で行くとそういう時間になるんですよ。

まあ、去年の委員会の聞き取り調査においても、「拒絶します」の連発で、反省の色が見られませんけども、まあ1年生議員ということも鑑みて、今回に限り問責決議に相当すると考えます。今回に限りです。

以上で賛成討論といたします。

No.145 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.146 ○5番(近藤恵子議員)

今回のこの問責決議に対し、反対の立場で討論をいたします。

先ほど、伊賀市の視察のときの話が出ましたけれども、都計審の。都計審のときの、そのときの担当職員というのは恐らく、この後、監査委員の事務局になられ、そして、この監査において守秘義務違反、また事実でないことを新聞記者に申し上げた職員ではないかと思っております。

もし、その職員であるならば、私はその彼の発言に対しては、やはり事実ではない部分がある、かなりあるのではないかと感じております。適正な証言であるかどうかについては疑問があります。

まず、そのことを1つ申し上げます。

そして、まあ今までと同じように、この「不適切な申請は一切ない」との虚偽の発言があったということ、これもまた、今まで私たちが申し上げているとおり、発言は彼はしておりません。

そして今、えーっと、ごめんなさい、刑事告発もされ、警察の動向もあり全て拒否をしたという、答弁をしなかったということですから、これは先ほど山盛議員が言ったとおり、権利として認められるものであります。

この権利は、先ほどもあったとおり、同じことになりますけれども、以前のこの議会においても、その権利を行使され発言をされなかった議員がおりますが、そのとき、その議員を問責に訴えられたのでしょうか。

そのときにおいても、そのことは看過されておられるはずですので、この、今回の彼のそういった行為に対して、問責決議が出されるということは、やはり私は不当ではないかと思っております。

ということで、私はこの問責に対して反対といたします。

No.147 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

平野敬祐議員。

No.148 ○14番(平野敬祐議員)

決議案第9号 早川直彦議員に対する問責決議に、賛成の立場で討論をいたします。

ただいま大変残念なことに、同士である豊明市議会議員5名のうち1人は議員辞職勧告、そして4名、まだ1期のこれから頑張っていたかなくてはいけない皆さんに、問責決議という悲しい議会となってしまいました。

弁明の中で、それぞれの皆さんがおっしゃられたところで、私、実は、いろいろ考える節がございました。

実は全く彼女は責任がない、仲間をかばっていた、そのような発言もございました。

しかし、その反省をして責任のない議員も、ほかの仲間をかばうために罪を重ねてしまった。

早川直彦議員は、当該の政治倫理調査特別委員会においても、ほとんど答えられません。

答えられませんかということで、どんなお気持ちだったのか、今もちょっとわからないんですけれども、1点、残念ながら、ピンク色とおっしゃいましたけれども、オレンジ色のチラシ、1月27日、ここには、残念ながら早川直彦議員の名前が連ねておられます。

そしてここでの主張は、私が今、聞いた限りでは、近藤恵子議員は、これについて信じ込んでみえる。豊明市議会の政務調査費の運用については全く理解されずに、どこの法律、条例を読まれたかわかりませんが、信じ込まれている。そのような状況だなというふうに、ここで改めて実感をいたしました。

仲間を大事にかばうという気持ちは大事であります、しかしここで会派の中で、じゃあ誰が責任が一番大きかったのか、それを、名古屋の市議会などでは、会派の中で除名の処分ですとか、そういったことをされることは多々あるように聞いております。

ぜひ、市政改革の会、そして、絆の会派の方はこのオレンジ色のチラシには名前は載っておられませんが、その後のもろもろの書類に、やはりいまだに名前が連なっております。

これは、言葉では謝罪されておられるようですけれども、5人の皆さんの結束が固い、私にはそう思えてなりません。

つまり、皆さんでもってどなたが一番責任があるのか、はっきりされるならばはっきりされればよろしいが、私どもにとっては、今回の問責決議、最後の、今回は9号だけに討論いたしますけれども、妥当な決議であると信じ、賛成の討論といたします。

以上であります。

No.149 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

以上で討論を終結し採決に入ります。

決議案第9号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.150 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、決議案第9号は原案のとおり可決されました。

早川直彦議員の入室を許可します。

(早川直彦議員入室)

No.151 ○議長(伊藤 清議員)

ここで、議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後10時57分休憩

午後11時17分再開

No.152 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

(議長の声あり)

No.153 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員。

No.154 ○5番(近藤恵子議員)

発言を許可していただき、ありがとうございます。

先ほどの私の討論の中で、一部不適切な発言があったように思います。

議事録の精査の上、適切なお取り計らいをお願いいたします。

No.155 ○議長(伊藤 清議員)

後刻、会議録を精査の上、処理をさせていただきます。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

堀田勝司議会運営委員長。

No.156 ○議会運営委員長(堀田勝司議員)

議長より指名がありましたので、休憩中に開催しました議会運営委員会の審査結果についてをご報告申し上げます。

今定例月議会の議会期間を、4日間延長し9月30日までといたしました。

また、本日はこれにて延会することとし、次回の会議は9月30日午前10時から開催することといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.157 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま報告がありましたとおり、今定例月議会の議会期間を4日間延長し9月30日までの35日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.158 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、今定例月議会の議会期間を4日間延長し9月30日までの35日間といたします。

さらにお諮りいたします。本日の会議はこれをもちまして延会することといたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.159 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、本日は延会と決しました。

次回は、9月30日午前10時より本会議を再開し、委員長報告、同質疑・討論・採決を行います。

本日は、これにて延会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後11時19分延会

copyright(c) Toyoake City.